

介護予防支援事業所の指定を受けるには

介護保険法改正により、令和6年4月1日から居宅介護支援事業所においても、介護予防支援事業所の指定を受けることが可能となりました。

1 主な指定要件

1. 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
2. 管理者が主任介護支援専門員であること。

※詳細については、介護保険関係法令及び藤岡市条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準等の各種関係規定を御確認のうえ、十分に御理解いただき、申請するようお願いいたします。

2 留意事項

1. 藤岡市介護保険運営協議会で審議するため、申請のタイミングによっては、指定審査完了（指定通知の発送）まで数か月を要する場合があります。
2. 所在地が藤岡市以外の事業所についても、藤岡市の被保険者である要支援者を受け入れる場合は、藤岡市の指定を受ける必要があります。
3. 要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、指定を受けて行うことができる業務は「介護予防支援」のみで、介護予防ケアマネジメントのプランを作成することはできません。
4. 従来どおり、指定を受けずに介護予防支援と介護予防ケアマネジメント双方の委託を受けることは可能です。
5. 指定介護予防支援事業所として指定を受けた場合、正当な理由なく、要支援者の受け入れを拒否できなくなります。また、委託とは異なり、要支援者との間にトラブルが生じた場合は、地域包括支援センターではなく、指定介護予防支援事業所が責任を負うこととなります。

3 指定申請の窓口

指定申請の窓口は、以下のとおりです。

相談や申請で来庁する際は、事前に電話などで日時等をお知らせくださいますようお願いいたします。

申請窓口	連絡先
藤岡市役所介護保険課介護保険係	0274-40-2292（直通）

4 申請手続

介護保険法及び藤岡市条例等で定められた人員、設備及び運営の基準をすべて満たした上で、申請書、付表、添付書類をすべてそろえ、2部作成し、1部（1部は、申請者控）を申請窓口まで持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留又は簡易書留等確実な方法でお願いします。

仮の人員、設備等の状況では申請することはできません。

介護保険法関係法令以外で、事業所を運営する上で必要な関係法令についても、各申請者で必ず確認し、適切に対応してください。

（裏面につづく）

(1) 申請様式

指定を受ける際に必要な書類は、以下のとおりです。

申請様式については、ホームページに掲載していますので、確認してください。

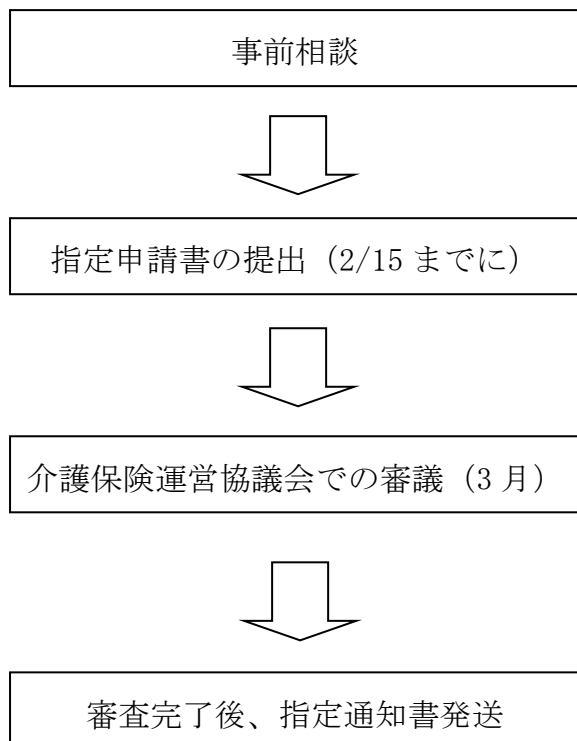
1. 指定申請書【別紙様式第2号(1)】
2. 付表第2号(12)
3. 登記事項証明書又は条例等
4. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【標準様式1】
5. 平面図【標準様式3】
6. 運営規程
7. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【標準様式5】
8. 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
9. 誓約書【標準様式6】
10. 介護支援専門員の氏名及びその登録番号【標準様式7】
11. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙3-2】
12. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）【別紙1-2】

(2) 申請期限と指定までの流れ

介護予防支援事業所の指定は、介護保険法第115条の22第4項に「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあり、この規定に基づき、当市では、藤岡市介護保険運営協議会で審議し、指定について承認を得る必要があります。

申請期限や指定までの流れは、以下のとおりです。

4月1日以降に指定を受けたい場合



9月1日以降に指定を受けたい場合

